

令和 6 年第 6 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年6月26日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第13号	令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について	1件
議第14号	農地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について	1件
議第15号	農地の賃借料情報の公開について	1件
議第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第17号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	2件
議第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
報第10号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
報第11号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	
7	若尾 茂	

8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和6年第6回農業委員会総会を開会する。本日は、10番、梶田達行委員から欠席の連絡がありましたので15名中14名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議長 それでは、11番右高一朋委員、12番若尾武彦委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第13号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を上程する。議第13号について事務局より説明願う。

事務局 議第13号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」 添付資料により説明を実施。

議長 議第13号について委員の意見を求める。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第13号について、採決を行う。議第13号に

ついて、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、議第 13 号は承認することに決定する。

議 長 次に、議第14号「農地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について」を上程する。議第14号について事務局より説明を願う。

事務局 議題 14 号、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。計画の概要については、農地中間管理機構が農業者の農地を借入れ、■■■■氏に利用集積するというもの。所在地は添付一覧表のとおり。計画内容は10年間の賃貸借権の設定。現地はすでに■■氏が作付けをおこなっており、後追いとなるが、順次手続きを行っていくものです。

議 長 議第 14 号について地元委員の意見を求める。

1 番 大原の水田の大体の部分は、既に■■さんが耕作を行っている。特に問題になることは無いだろう。

11番 大原であれば、イノシシの問題があると思うが、現状はどうか。

1 番 今のところ、イノシシが入った形跡は無い。

6 番 天候の加減なのか、イノシシの繁殖が遅いようだ。これから増える事が予想されるので、被害も出てくるかもしれない。見回りで被害状況を聞いたりするが今は被害報告が少ない。被害報告があった場所は市と協力して、捕獲できそうな所に新規の箱罠をしかけることを相談している。

議長 大原での防護柵の設置などは、どの様な感じですか。

1番 一部で要望が上がってきているが、すぐに防護柵を設置する予定は聞いていない。今後、設置するとしたら電気柵の設置を行うかもしれない。

議長 ■■さんが耕作を行っても、そこをイノシシに荒らされては、やる気も無くなってしまうかもしれない。事務局としては、何か対策などの話はあるのか。

事務局 前年の話であるが、地図の南側に獣道があり、そこからイノシシが来るというような話を■■さんから聞いている。1番委員さんが言われた様に電気柵を張っていたとの事だが、現時点では設置していないとの事。

1 番 今は柵を取り外しているが、また設置すると思われる。

事務局 補足ですが今後、10月くらいまでは、この様な集約の案件を議題にかけさせていただきます。

11番 6番委員にお聞きしたいが、イノシシは電気柵に顔正面以外からも入っていくのだろうか。

6 番 賢い個体は、痺れないようにお尻から入ったりもするようである。電気柵は、草が触れるとそこから電気が逃げてしまい、効果がなくなるので草刈りを頻繁に行わなければならないし、周りの人の理解も得なければならない。大事な隙間なく柵を設置する事。そして見回りを週に1回はした方がいい。

議長 他に発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第14号について、採決を行う。議第14号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第14号は承認することに決定する。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 16 号について、採決を行う。議第 16 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 16 号は承認することに決定する。

議 長 次に議第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 17 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので審議を求める。

申請番号 1、5 筆、所在地は、■■■■■■■■■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、面積 20 m²、■■■■■■■■■■■■■■■、登記地目は田、現況も田、面積 26 m²、■■■■■■■■■■■■■■■、登記地目は田、現況は畑、面積 80 m²。■■■■■■■■■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は畑、面積 24 m²、■■■■■■■■■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、面積 23 m²、5 筆合計 173 m²。申請人は、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■。転用については、現況に合わせ一般個人用住宅敷地とするもの。

[illegible]

議長 議第 17 号について地元委員の意見を求める。

7番 この件に関しては、現場に行き、事案1の■■■■氏、事案2の■■■
■氏より話を聞いた。土地が重複した状態になっているのは、お互い既に分かっ
ていたとの事。高齢となり、土地を子供に引き継ぐ事を考え、今の内に土地を整
理することになった模様である。この件については、事案1、事案2共に特に問
題となることもないと思われる。

議長 他に発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 17 号について、採決を行う。議第 17 号事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第 17 号事案 1 は承認することに決定する。
 続けて、議第 17 号事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 17 号事案 2 は承認することに決定する。

議 長 次に議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 18 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので審議を求める。

[illegible][illegible]

議長 議第 18 号について地元委員の意見を求める。

7番 先ほど17号でお話した事と同じである。■■■■■■■■さんと、■■■■の間では、土地は交換する形で取得するので、金銭のやり取りはない。

議長 他にご発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 お互い納得して、ずっと昔から、この様な状況だったのだろう。発言がないようなので、議第 18 号の事案 1 について、採決を行う。議第 18 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (举手多数)

議 長 挙手多数によって、議第 18 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 続けて、議第 18 号の事案 2 について、採決を行う。議第 18 号の事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第 18 号の事案 2 は承認することに決定する。

議長 次に、報第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を報告する。報第10号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 10 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」受理したことを報告する。

[illegible]

議 長 報第 10 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員（委員発言なし）

議長 発言がないようなので、報第 10 号を終了する。

議 長 次に、報第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を報告する。報第 11 号について事務局より説明を願う。

事務局 最適化交付金の活動報告について、多治見市農業委員会として、「期待通りの成果が出た」と報告する事を委員へ通知。

農地パトロールの時期を8月末に依頼する件を通知

次回の開催日は、7月31日水曜日の午後2時00分から、場所は本庁舎4階会議室で開催する。

議長 それでは、以上をもって本日の第6回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後3時15分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	藤井	憲
書記	岡田	聡

令和 6 年 6 月 26 日

議事録署名

11 番

12 番

議長